こども・子育て施策の充実強化に関する提言

少子化は、日本の未来を左右する喫緊の課題であり、子育て世帯だけでなく、すべての国民に影響を及ぼす事案であることから、こども・子育て施策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

１．こども・子育て政策の強化について

（１）「こども未来戦略」をはじめ、こども・子育て政策の強化に向けた施策には、都市自治体を通じて実施されるものも多く、その具体化に当たっては実施主体となる自治体の実情を十分に踏まえたうえで着実に実施できるものとすること。

また、こども・子育ての基本となるべき施策については、地域間格差が生じることのないよう、国の責任において、地方負担分も含めて必要な財源を確実に確保するとともに、自治体独自の取組についても、計画的にサービスを提供できるよう、安定的な地方財源を確保すること。

（２）「子ども・子育て支援金制度」については、国民の理解が得られるよう、国の責任により、分かりやすく丁寧な周知、広報等を行うこと。

（３）こども政策ＤＸについて、推進に係る具体的な情報を提供するとともに、都市自治体や保育施設等の進捗状況などを踏まえ、必要な支援策を講じること。

また、費用負担に係る全体像を示すとともに、関係者の理解が得られるよう丁寧に説明し、過度な負担とならないよう必要な財政措置を講じること。

（４）こども性暴力防止法の施行に向け、学校設置者等が安全確保措置等の準備を円滑に進められるよう、研修・相談体制の整備、専門家や外部機関の確保・連携等について、財政措置を含めた支援を講じること。

２．結婚、妊娠・出産、育児の切れ目のない支援等の充実について

（１）誰もが安心して結婚、妊娠・出産、子育てができる環境を整備するため、継続的な財政支援の充実を図ること。

また、子育て世帯の経済的負担の軽減、多様なニーズに対応した切れ目

のない支援､安心して子育てできる雇用環境の整備等を推進すること。

（２）こども誰でも通園制度について、安定的かつ円滑な運用が可能となるよう、事業運営、施設整備、人材確保に対する支援を講じるとともに、十分な財政支援を行うこと。

また、地域の実情に応じた給付単価の設定、既存の保育システムとの連携、利用可能時間の見直し等について検討すること。

（３）妊産婦の経済的負担を軽減するため、出産及び妊産婦医療に関する必要な支援を講じること。

（４）妊婦健康診査について、必要となる費用等の調査を国が行ったうえで、実態を踏まえた十分な財政措置を講じること。

また、産後ケア事業については、実施に支障が生じることのないよう必要となる財政的な支援の充実を図ること。

（５）１か月児・５歳児の健康診査の円滑な実施に向け、十分な財政措置を行うこと。

また、５歳児健診の目的である発達障害の早期発見等に対応していくため、地域における専門職の確保・育成を支援するほか、健診後の保育、福祉及び教育機関の連携体制確保に向け、モデルケースを示す等支援策を講じること。

（６）予期しない妊娠・出産に悩む者に対する国の相談窓口を整備し、周知等を図ること。

３．子ども・子育て支援新制度について

（１）子ども・子育て支援新制度の推進に当たっては、都市自治体が地域のニーズに基づく総合的な子育て支援施策を講じるための財源を確実に確保すること。

また、都市自治体の実情を反映して制度を簡素化するとともに、事務負担の軽減を図ること。

（２）待機児童の未解消や施設の定員割れの発生等、地域の実情に即した、保育所等の適正な運営や多様な保育サービスの提供を確保するため、子どものための教育・保育給付交付金等の財政措置の拡充等を講じること。

また、教育標準時間（１号）認定のこどもに係る施設型給付の費用負担割合については、保育（２・３号）認定のこどもに係る施設型給付と同様

の割合にすること。

（３）令和６年人事院勧告等を踏まえた地域手当の見直しを含め、公定価格は地域の実態を十分に踏まえ適切に設定すること。

（４）子ども・子育て支援交付金について、地域の実情に即した事業を安定的に実施できるよう、補助基準額の拡充等を図るとともに所要の予算を確保すること。

（５）障害児、外国籍児童、医療的ケア児等、特別な配慮を要するこどもの受入れや適切な支援に必要となる人材確保について、十分な財政措置等を講じること。

また､施設整備も含めた支援体制の整備や制度の見直し等を講じること。

（６）児童手当の支給に係る振込手数料等の事務費について、実態を踏まえた財政措置を講じるとともに、事務の簡素化等を図ること。

（７）幼児教育・保育無償化に伴う幼稚園の預かり保育について、保育園等との公平性を確保するため、支給限度額の上限を引き上げること。

（８）社会福祉施設職員等退職手当共済制度の掛け金について、公私連携幼保連携型認定こども園等の職員を、認可を受けた幼保連携型認定こども園等の職員と同様の扱いにすること。

４．幼児教育・保育の無償化について

（１）幼児教育・保育の無償化については、国の責任において必要な地方財源を確実に確保するとともに、都市自治体の意見を十分に反映し、事務負担の軽減も含め、制度の改善を図ること。

「０～２歳を含む幼児教育・保育の支援」については、受け入れに必要となる施設や担い手の確保、支援に係る費用負担等の課題を含めた地域の実情を十分に踏まえ検討すること。

（２）幼児教育･保育における給食費の負担軽減に向けた見直しを行う場合は、地方の意見を十分踏まえ検討すること。

（３）在宅で育児を行う世帯等、多様な保育形態の公平性に配慮し、必要な財政措置等を講じること。

５．幼児教育・保育対策について

（１）地域のニーズに対応した幼児教育・保育の確保に向け柔軟に対応できる

よう、職員配置や設備の基準等を見直す等適切な措置を講じるとともに、十分な財政措置を講じること。

（２）　幼児教育・保育人材の育成・確保等について

１）地域の実態を踏まえ、幼児教育・保育人材の確保、定着及び更なる処遇改善を図るため、公定価格等を改善し十分な財政措置を講じること。

２）保育所等における働き方改革を推進し、保育士等の勤務条件の緩和や業務負担の軽減を図るため、配置基準を適切に見直すとともに、事務職員、支援員等の配置、事務の簡略化やＤＸの推進など保育士等の労働環境の整備に必要な財政措置を拡充すること。

３)「こども未来戦略」に示された職員配置基準の見直しやこども誰でも通園制度の実施に当たっては、都市自治体によって保育士等の人材確保の状況や施設の収容状況等がそれぞれ異なるため、地域の実情も十分に踏まえ、それぞれの自治体が必要な人材を確保できるよう支援すること。

４）新たな保育士等の育成や潜在保育士等の就労を促進するため、研修体制の充実や保育士修学金貸付制度の拡充等、必要な措置を講じること。

　また、保育士等の定着化と地域格差の解消を図るため、保育士等宿舎借上げ支援事業の対象拡充等、総合的な支援措置を講じること。

（３）認可外保育施設等の質の確保・向上を図るため、国において、財政支援を含めた必要な措置を講じること。

（４）就学前教育・保育施設整備交付金等について、各自治体の整備計画に支障が出ないよう十分な財政措置を講じること。

（５）保育対策総合支援事業費補助金について、十分な財政措置等を講じること。

（６）保育所等の年度途中の入所予約の対応に必要となる運営費について財政措置を講じること。

（７）こども家庭センターの設置・運営や子育て世帯訪問支援事業等が安定的に展開できるよう、人材の確保・育成等の支援を行うとともに財政措置を充実すること。

６．放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の推進について

（１）放課後児童クラブの施設整備や運営に係る財政措置の拡充等必要な措置を講じること。

また、地域の実態に対応した運営が可能となるよう、補助基準額等を増額すること。

（２）放課後児童クラブの今後の更なる量的拡大に対し、放課後児童支援員等を確保するため必要な予算を確保すること。

（３）ひとり親や多子世帯、低所得世帯等に対する利用料負担の軽減を図るため、財政支援を講じること。

７．こどもの居場所づくり等について

こどもの居場所づくりを推進するため、児童館等の児童厚生施設の整備等に対し、十分な財政措置を講じること。

８．児童虐待等防止対策の強化を図るための総合的な支援について

（１）児童虐待の相談対応件数の増加や子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、相談窓口の機能強化、社会的養護の体制整備等総合的な支援に対する財政措置等を拡充すること。

（２）児童相談所等の体制及び専門性を計画的に強化するため、児童福祉司をはじめとする専門人材の育成・確保等について、十分な財政措置を含め必要な措置を講じること。

また、中核市等における児童相談所の設置の推進、複数の自治体が連携した広域的な相談体制の構築等に対する支援の充実を図ること。

（３）児童養護施設等の小規模化や地域分散化等を進めるため、必要となる職員数を配置できるよう、十分な財政措置を講じること。

また、一時保護所の環境改善を推進するため、財政措置の拡充等、必要な措置を講じること。

（４）児童養護施設を退所する者に対する将来を見据えた支援を充実すること。

９．こどもの貧困対策の推進について

都市自治体が地域の実情に応じた貧困対策を長期的に取り組めるよう、財政措置を含め、必要な支援を講じること。

10．ひとり親家庭への支援施策について

（１）児童扶養手当について

１）児童扶養手当の支給に係る振込手数料等事務費について、実態を踏まえた財政措置を講じること。

２）受給対象について、所得制限の対象を本人に限定する等支給要件の緩和を検討すること。

（２）ひとり親家庭等への就業支援対策の充実を図ること。

（３）ひとり親家庭に対する医療費助成制度を創設すること。

11．こどもの自殺対策について

自治体がこどもの自殺対策を効果的に展開できるよう、国の「こどもの自殺対策緊急強化プラン」の自殺の要因分析結果を速やかに共有するとともに、予防に資する普及啓発、体制整備、財政措置等必要な支援を講じること。

12．こども医療費について

子育てしやすい社会の実現に全国で取り組むとともに、我が国の将来を担うこどもたちが必要な医療サービスを公平に受けることができるよう、こども医療費については、全国一律の国の保障制度を創設すること。

13．物価高騰対策関係について

幼児教育・保育施設等について、施設の整備や安定的な事業運営のため、国による財政措置等の必要な支援を講じること。

また、物価高騰の影響を受ける保育所等の給食費に対し、十分な財政支援を講じること。

さらに、物価高騰等の現下の社会情勢に影響を受ける、公定価格で運営されている保育施設等に対し、必要な財政支援を行うこと。